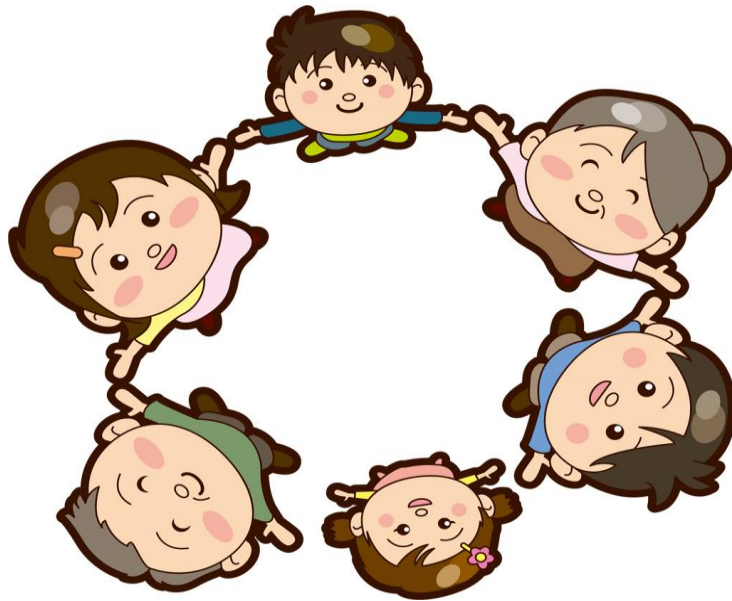


研 修 ノ ー ト

令和5年度 中堅民生委員児童委員研修（機能別） （動画視聴）

配信期間：令和6年3月6日（水）～令和6年5月31日（金）



氏 名	
-----	--

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
電話 (098) 882-5703

あ い さ つ

「令和5年度中堅民生委員・児童委員（機能別）研修会」を開催するにあたり、御挨拶申し上げます。

さて、本研修会は、二期以上の民生委員・児童委員を対象に民生委員児童委員協議会としての組織づくり・機能の更なる向上に必要な知識や技術を学ぶことを目的として開催しております。

加えて、「沖縄県DX推進計画」に基づき沖縄県より受託し実施する研修の一部をオンラインまたはオンデマンド配信にて、沖縄県社会福祉協議会との共催により開催するものであります。

私たち民生委員・児童委員は、常に「社会奉仕の精神」と「基本的人権の尊重」の基本姿勢のもと、地域の身近な相談役・専門機関へのつなぎ役として、日々、地域での活動を継続して展開しております。

近年では、新型コロナウイルスによるさまざまな制限等で増加した社会的孤立や生活困窮などの生活課題が山積しています。

また、去る1月の「能登半島地震」等、多発する自然災害への平常時からの備えを行うことも重要な地域社会の課題となっています。

今回のオンデマンド配信の録画に快く応じていただきました講師のルーテル学院大学 名誉教授であります 市川 一宏 氏には、多大なご尽力をいただきましたことに、あらためてお礼申し上げます。

結びに、本研修会を契機に、更に研鑽を積み重ねられ、今後とも積極的な民生委員・児童委員活動の展開が図られますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

令和6年3月

沖縄県民生委員児童委員協議会

会長 屋 宜 恒 一

民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます

一 わたくしたちは誠意をもってあらゆる
生活上の相談に応じ自立の援助に努めます

一 わたくしたちはすべての人と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

昭和26年5月5日宣言

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にした
がひ、児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、
この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重ん

ぜられる。

児童は、よい環境のなかで

育てられる。

令和5年度 中堅民生委員・児童委員研修（機能別）【オンデマンド配信】 実施要項

1 趣旨

近年、生活困窮世帯の増加やダブルケア、ヤングケアラーやひきこもり等、地域をとりまく福祉課題はより多様さを増しています。

こうした状況の中、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談役・専門機関へのつなぎ役としての役割や、そこから見出すことのできる個別及び地域ニーズの把握、それら地域課題の解決に向けた、民生委員児童委員協議会としての組織づくり及び機能強化が必要となっています。

本研修会は、中堅民生委員・児童委員に必要な知識・技術を学ぶとともに、民生委員児童委員協議会がこれからも民生委員児童委員活動を支える基盤として機能するために必要な見識の習得を目的に開催します。

2 研修目標

- (1) 中堅民生委員・児童委員に必要な知識・技術を学ぶ
- (2) 民児協機能を強化するために必要な技能等を習得する

3 主催

沖縄県、沖縄県社会福祉協議会、沖縄県民生委員児童委員協議会

4 研修対象

第2期以上の民生委員・児童委員

5 開催方法

- オンデマンド配信（動画視聴による受講）

6 参加費

- 受講料は無料です。
- 本研修会は、動画視聴による研修の為、旅費等は発生いたしませんので予めご了承下さい。

7 配信期間

令和6年3月6日（水）～ 5月31日（金）※配信の開始時期は前後する場合があります。

8 申込方法・開催要項等のダウンロードについて

- 市町村民児協での申込みをお願いいたします。全ての中堅民生委員・児童委員が対象となりますので、視聴予定人数のみ申込み時にお知らせください。

(1) 本会ホームページ内「福祉人材研修センター主催の研修（研修管理システム）」から申込。

(IDとパスワードが必要です) <https://www.shakyo-kensyu.jp/okinawa/>

※研修申込みには、IDとパスワードが必要となります。事前に事業所登録を行い、IDとパスワードを取得してください。事業所登録の方法については、研修管理システムページ内の新規登録またはシステムへの事業所登録方法を参照ください。

※すでに事業所登録がお済みの場合は、新たな登録は不要です。取得した ID とパスワードでログインし、受講申し込みください。

(2) 開催要項は上記研修管理システムよりダウンロードできます。

9 申込期限

令和 6 年 2 月 26 日(月) ※必着

※システム管理上、上記期限を過ぎますと自動的に受付が不可となります。申込期限を厳守いただきますようお願いいたします。

10 視聴方法及び研修資料について

- (1) 申込締切後、申込時に登録いただいたメールアドレスへ視聴専用アドレス (URL※パスワード付) と研修資料データがダウンロードできるアドレスをお知らせします。動画視聴のためのアドレス (パスワード) は民生委員・児童委員、事務局以外には伝えないようにご配慮ください。
- (2) 視聴については、個人単位、単位民児協単位、市町村民児協単位いずれの方法も可といたします。視聴場所及び動画視聴に必要な機材はそれぞれご準備願います。
- (3) その他視聴方法の詳細については、視聴専用アドレスの送付時に別途お知らせいたします。
- (4) 研修資料データは必要に応じダウンロードし、印刷してください。研修資料冊子の送付を希望される場合は、受講申し込み時に必要部数をお申込みください。

11 禁止事項

・次のいずれかに該当する行為または該当すると本会が判断する行為を行わないものとする。

- (1) 本会または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (2) 本研修の利用形態を超えて利用する行為 (録画、録音、撮影、転載等)
- (3) 研修で使用する URL 等を研修参加者以外の者が利用する行為
- (4) 研修で使用する URL を他者へ提供したり、共有サイト等に掲載する行為
- (5) SNS や各種ホームページサイト上での本会または本研修に対する誹謗中傷や他の受講者への嫌がらせの書き込みなどを行う等、本研修の健全な運営を妨げること
- (6) その他、本会が不適切と判断する行為

※禁止事項に反した場合、法的責任に問われる場合がございます。

12 申込・問合せ先

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター (担当: 金城・福原)

〒 903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3F

TEL 098-882-5703 FAX 098-887-1071

Mail kensyuu@okishakyo.or.jp

令和5年度 中堅民生委員・児童委員研修(機能別)【オンデマンド配信】
 研修日程及び内容

●配信期間：令和6年3月6日(水)～5月31日(金)※配信開始時期は前後する場合があります。

時 間	内 容
【講義】 (90分) ※途中休憩あり	【講話】※動画視聴 「民児協機能の強化のための中堅民生委員児童委員の役割」 ルーテル学院大学 名誉教授 ^{いちかわ かずひろ} 市川 一宏 氏

※内容は、講師等の都合により変更する場合があります。

【講話】

「民児協機能強化のための中堅民生委員児童委員の役割」

ルーテル学院大学

名誉教授 市川 一宏 氏

【講師プロフィール】

市川 一 宏 (いちかわ かずひろ)



1. ルーテル学院大学・

人間総合学部人間福祉心理学科

大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻

1983年4月より 日本ルーテル神学大学専任講師

1992年4月より ルーテル学院大学助教授を経て 教授

2002年4月より 2014年3月まで ルーテル学院大学学長

2014年4月より 2018年3月まで

大学院研究科長・学事顧問・教授

2018年4月より 2020年3月まで、ルーテル学院大学学長

2023年3月より 定年退職

2. 現在 ルーテル学院大学 名誉教授

3. 学 歴

早稲田大学法学部、日本社会事業学校研究科、東洋大学大学院社会学研究科社会福祉専攻博士前期課程・後期課程、ロンドン大学ロンドン・スクール オブ エコノミクス(LSE) 特別研究員 1992~1994年

4. 専門分野: 社会福祉政策・地域福祉・高齢者福祉

5. 学会の活動

日本地域福祉学会監事・元理事、日本社会福祉学会前監事・元理事、キリスト教社会福祉学会前会長

6. 最近の主な学外活動

- ・三鷹市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員長・作業委員会委員長・副会長
(現在に至る)
- ・三鷹市介護保険事業計画検討委員会市民会議会長(現在に至る)
- ・小金井市介護保険運営協議会会長(現在に至る)
- ・武蔵野市健康福祉総合計画推進会議会長・地域福祉計画策定委員会委員長(~2023年3月)
- ・調布市高齢者福祉推進協議会顧問(現在に至る)
- ・世田谷区共同募金配分委員会委員長、評議員専任・解任委員会委員長(現在に至る)
- ・練馬区介護保険運営協議会会長
- ・東京都社会福祉協議会総合企画委員会委員長、法人評議員理事
- ・東京都つながり創生財団評議員(現在に至る)
- ・全国社会福祉協議会

全国ボランティア市民活動振興センター運営委員長(現在に至る)

「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会」委員

(2018年4月まで)

評議員専任・解任委員会委員

民生委員・児童委員研修体系検討委員長(2014年3月まで)

「単位民児協運営ハンドブック(令和4年3月版)」編集委員会委員長

- ・ニッセイ財団高齢社会助成審査委員(現在に至る)
- ・寄り添い型相談支援事業等選定・評価委員会委員(厚生労働省)(現在に至る)
- ・『日本の都市総合力評価(JPCI)有識者委員会(Expert Committee)』委員<社会福祉担当>(森記念財団)(現在に至る)
- ・東京神学大学監事(現在に至る)・医療法人財団慈生会野村病院監事(現在に至る)
- ・日本地域福祉学会監事

7.その他

- ・令和元年度 第62回 沖縄県社会福祉大会 記念講演講師

8.近年の主たる編著書(著書)

- ・2014年6月『「おめでとう」で始まり「ありがとう」で終わる人生 福祉とキリスト教』教文館
- ・2009年5月『知の福祉力』人間と歴史社
- ・2019年5月編集代表・共著『人生100年時代の地域ケアシステム—三鷹市の地域ケア実践の検証をとおして—』
- ・2023年2月「市川一宏の足跡～50年の歩みをふりかえって～退職記念随筆」ルーテル学院研究紀要『テオロギア・ディアコニア』
- ・2023年5月「福祉職が語る:ソーシャルワーカーは、新たな絆をつくり、未来の社会を切り開く」東京都社会福祉協議会『福祉情報』
- ・2023年6月「巻頭言 信州の実践者・開拓者の思いを紡ぐ」『実践者・開拓者であれ!信州の地域福祉の歩み』長野県社会福祉協議会・信州の地域福祉研究会
- ・2023年6月NHK ハートネットTV「フクチッチ」社会福祉協議会(HPで記事になりました。
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/849/>

沖縄県民生委員児童委員協議会
中堅民生委員児童委員研修

民児協機能強化のための 中堅民生委員児童委員の役割

ルーテル学院大学
名誉教授
市川 一宏

I) 地域の生活課題 民生委員児童委員活動に求められること

1. 関係性の危機

① ひきこもり

内閣府は2019年3月29日、自宅に半年以上閉じこもっている「ひきこもり」の40～64歳が、全国で推計61万3千人いるとの調査結果を発表しました。7割以上が男性で、ひきこもりの期間は7年以上が半数を占めています。ひきこもりになった年齢は60～64歳が17%で最も多かったが、20～24歳も13%、きっかけは「退職」が最多で「人間関係」「病気」が続いた。40～44歳の層では就職活動の時期にひきこもりが始まった人が目立つ。ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になりました。15～39歳の推計54万1千人を加え、内閣府ではひきこもりの総数は110万人を超えるとみえています。

② 8050問題、2025年問題

『8050問題』とは、長く引きこもりを続けてきた50歳代の子どもが80歳代の親と生活している状態を言います。子どもには収入がなく、したがって年金などの社会保障を受ける権利もなく両親が亡くなると経済的問題に直面します。

『2025年問題』とは、2025年に「ベビーブーム世代」が後期高齢者となり、高齢者人口は約3,500万人に達し、認知症高齢者数は、約320万人になり、また世帯主が65歳以上である高齢者の世帯数は、約1,840万世帯に増加し、約7割を一人暮らし・高齢夫婦のみ世帯が占めると見込まれる問題を言います。この問題は、特に都市部で顕在化します。

③ 児童虐待(リスク要因)

令和4年度に児童相談所が虐待相談として対応した件数は、219,170(速報値)で過去最高。心理的虐待に係る相談件数、警察からの通告が増加。関係機関の児童虐待防止に関する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増加。

(1) 保護者側のリスク要因

ア妊娠そのものを受容することが困難(望まぬ妊娠、10代の妊娠)、イ子どもへの愛着形成が十分に行われていない。(妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院)、ウマタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況、エ元来性格が攻撃的・衝動的、オ医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存、カ被虐待経験、キ育児に対する不安やストレス(保護者が未熟等)

(2) 子ども側のリスク要因

ア乳児期の子ども、イ未熟児、ウ障害児、エ何らかの育てにくさを持っている子ども

(3) 養育環境のリスク要因

ア未婚を含む単身家庭、イ内縁者や同居人がいる家庭、ウ子連れの再婚家庭、エ夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭、オ転居を繰り返す家庭、カ親族や地域社会から孤立した家庭、キ生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭、ク夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭、ケ定期的な健康診査を受診しない家庭 出典 厚生労働省『子ども虐待対応の手引き』

2. 経済的危機

①生活保護の現状 生活保護受給者の数は、2021年1月現在被保護実人員は2,049,630人、被保護世帯は1,638,184世帯に達し、コロナにより仕事を失った方々も増え、生活保護の申請が増加しています。

②生活困窮者自立支援の状況 「令和2年春から続くコロナ禍は、社会の脆弱性を照らし出し、その影響は世代・属性を超えて非常に広範囲に及んだ。休業やシフト減、雇止め等による経済的困窮に加え、緊急事態宣言等に伴う外出自粛により人とのつながりが変化し、社会的に孤立を深める人、DV・虐待など家庭に問題を抱える人が顕在化した。こうした影響は、コロナ禍以前から生活困窮のおそれがあった人や脆弱な生活基盤のもと暮らしていた人がいかに多く存在していたかを浮き彫りにした」（「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会・ワーキンググループ、令和4年4月26日）

③生活福祉資金の緊急小口資金等特例貸付 新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう生活困窮者の拡大によって生活福祉資金制度の「緊急小口資金（償還期間 2年 主に休業者）」と「総合支援金（償還期間 10年 主に失業者）」の要件を緩和し、特例を設けて令和2年3月より必要な貸し付けを進め、現在、貸付金額は総額一兆円を超えています。2023年1月より返還が始まる。

Ⅱ) 民生委員・児童委員活動の背景 今日の社会福祉の動向

1. 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。

・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)

・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する

2. 子どもの貧困への対応

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年成立、議員立法）」に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の充実

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の改善や向上に資するための取組の充実

- ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、シームステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

3. 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿

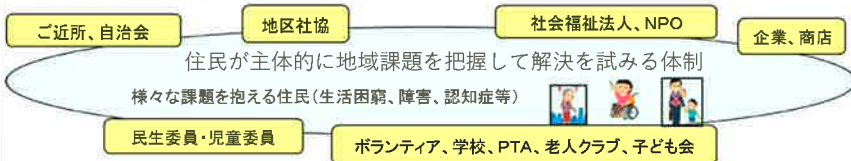


4. 地域共生社会

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みるができる体制を構築することを支援する。



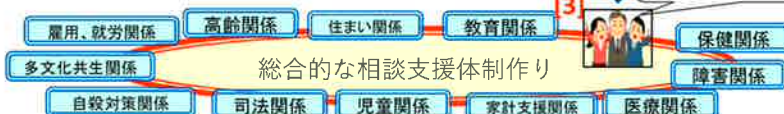
地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

- [1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)
- [2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。



相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

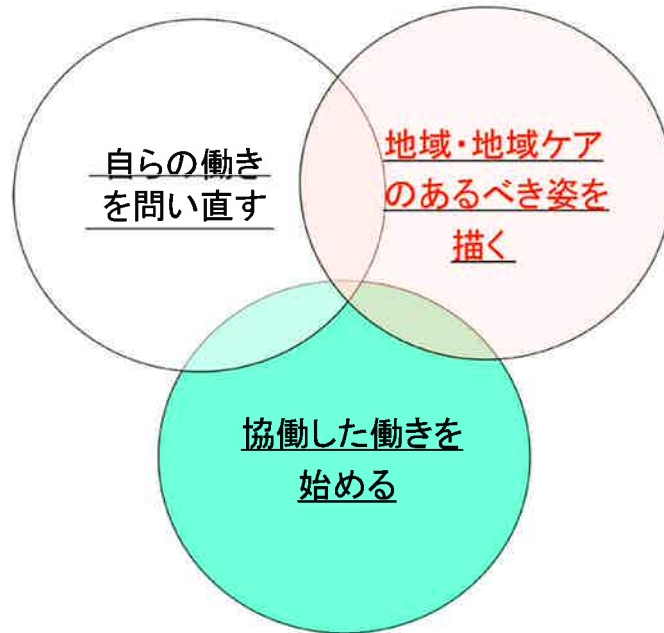
ニッポン一億活躍プラン
(H26.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

Ⅲ) 民生委員・児童委員活動の原点に帰る



(1) 自らの働きを問い直す

まず、私たちが、日々の働きの意味を問い直すことが必要です。確かに、コロナウイルスによって、さまざまな支援が止まりました。その結果、大切なFACE to FACEの関わりができにくくなってきました。そのことによって、互いの心の交流ができなくなり、支援してきた方々が生活困難のただ中に置かれてしまったならば、今までの関わりが大切であったことを意味します。何としても関わりを再生するか、それに代わる行動を生み出していかなければなりません。私たちは何をすべきか、コロナに問われているのではないのでしょうか。

民生委員制度創設100周年活動強化方策より<果たしてきた役割>

- ① 常に地域住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
- ② 行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役
- ③ 社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者
- ④ 住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言
- ⑤ 時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

<守り続けていくこと>

①奉仕性・隣人愛

- ・民生委員は地域のために貢献したいという奉仕性あつてのもの
- ・その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

②住民との信頼関係

- ・自ら地域を歩き、その実情を把握する
- ・住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
- ・一時的でなく、継続的な住民との関係づくりを重視する
- ・住民の基本的な人権を尊重する

③住民視点の活動

- ・自らも地域の一員として、住民の視点にたつて活動を行う
- ・住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
- ・住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行う。

民生委員児童委員信条に多くが示されています。

13

そもそも民生委員・児童委員の役割とは？

民生委員制度創設100周年活動強化方策より

<果たしてきた役割>

- ① 常に地域住民の身近な相談相手、見守り役であったこと
- ② 行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと
- ③ 社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと
- ④ 住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと
- ⑤ 時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと

14

(2)地域・地域ケアのあるべき姿を描く

今、互いの違いを認め合い、地域にいる住民同士の新たな繋がりを尊重した共生社会の実現が、多くの地域で目指されている。また地域ケアも、単に身体的ケアだけでなく、当事者の地域における生活を支えることに重点が置かれている。また、地域の生活課題は解決困難である。だからこそ、住民、町内会、民生委員児童委員、社会福祉法人、NPO、行政等がそれを解決していくために、取り組んでいく過程で、絆が生まれる。そしてその絆が、地域の基盤を作るのではないのでしょうか。個人、家庭の問題は、地域の問題として顕在化しています。

ところで、皆さんは、どのような地域・地域ケアを目指されていますか。各自治体の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、高齢者の孤立問題等への対応を、福祉に留まらず、保健医療や住宅、生涯学習、就労、環境衛生等の関係者が、予防、発見、対応において、協働して取り組んでいます。

また、京都府高齢者健康福祉計画では、「高齢になっても生きがいをもって活躍でき、また介護や支援が必要になっても安心して暮らせる社会の実現を掲げています。

15

(3)協働した働きを始める

1. 単位民児協を活動基盤とする

『民生委員制度創設100周年活動強化方策～人々の笑顔、安全、安心のために～』

＜重点1＞地域のつながり、地域の力を高めるために

- (1)自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- (2)「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- (3)住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力
- (4)子育てを応援する地域づくりの推進

＜重点2＞さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

- (1)積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- (2)出張相談会等を通じて
- (3)住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化
- (4)社会福祉協議会との一層の連携・協働
- (5)社会福祉法人・福祉施設との積極的連携
- (6)共同募金への協力と民児協活動での活用

16

＜重点3＞民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

(1)単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援

①財政基盤および事務局機能の確認

②民生委員・児童委員からの相談に対する専門的助言体制等の整備

③定例会の充実

(2)都道府県・指定都市民児協による委員支援

(3)民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化

(4)地域住民への積極的なPR活動の展開

IV) 民生児童委員活動を支える 民児協機能の強化

1. 単位民児協の意義、運営の基本を考える。

・民児協は「垂直型」の組織(上意下達型の組織)ではなく、会長等を含め、すべての委員が対等な立場で活動に参加する「水平型」の組織であることを意識し、お互いを尊重し、自由に発言できる民児協運営を意識しましょう。

・部会や委員会を設け、それぞれに目標やテーマを設定して活動を進めることも効果的です。既存の部会・委員会で見直すべきものはないか考えてみましょう。

・全員参加と役割分担による運営

参加と役割分担による運営すべての民生委員・児童委員が経験年数にかかわらず、対等な立場で主体的、積極的に民児協運営に参加し、委員相互の連携や支え合いが可能となるよう、それぞれの個性や経験を踏まえた役割分担のもとでの民児協運営を進めましょう。

・各委員の力量の向上につなげる

・地域課題の解決に向けて、行政や地縁団体等の関係機関等へ働きかけたり、連携・協働する

2. 定例会の運営

<基本的視点>

・定例会は、委員間の情報の共有や活動方針の確認、合意形成、さらには研修の場としてなど民児協運営にとって重要な意味を有しています。この定例会をより有意義なものとするよう、報告事項に関する時間を限定し、委員間での協議に充てる時間を増やすことで、事例検討などを積極的に行ないましょう。

・定例会に関してよく指摘されている課題として、行政や社協からの報告や説明が多く、委員同士での協議に充てる時間が限られるということがあります。その改善のためには、報告に関する時間を限定する、また、重要性が高いもの以外は書面にまとめて提示してもらう、といった方法を取り入れることも有効です。

・定例会には、行政や社協の関係者が参加することも多いですが、委員のみでの協議時間を確保することは、率直な意見交換や委員同士の関係づくりに有意義です。定例会を2部構成として、後半は委員のみでの会議とする方法も考えられます。

・定例会は、(会議としての)「民生委員協議会」であると同時に「児童委員協議会」でもあります。主任児童委員からの報告の月例化や地域の子どもたちをめぐる課題についての情報共有等、児童委員活動に関する協議を必須化しましょう。

・困難ケースへの対応等、単位民児協内の委員同士で情報交換、検討を行うことでより効果的な相談支援につなげる

＜運営の配慮＞・主任児童委員が民児協内で孤立することなく、積極的に、意欲をもって活動できるよう、区域担当委員との連携のあり方や具体的役割等を考えることが大切です。

・単位民児協に属するすべての委員の主体的、積極的な参加を得るため、定例会の司会や活動事例発表を各委員が輪番で担当する、また新任委員が発言しやすいよう座席を司会に近い位置とする、といった運営上の工夫も考えられます。

＜規模の大きな単位民児協での定例会開催の工夫：平成の大合併等を背景に、単位民児協の担当する地域が広域化、また所属する委員が大人数となっている場合などでは、皆が集まったの定例会の開催が難しいという状況もあると思います。こうした課題を抱える場合には、以下のような工夫が考えられます。＞

21

・エリア別(小地域別)の定例会の導入

単位民児協の区域をさらに複数のエリアに分け、そのエリアごとの定例会と委員全員による全体定例会とを交互に開催するといった形で開催することで協議の実効性を確保することにつながります。

・事前提出資料を活用した情報共有

委員数が多く、各委員の報告や発言時間がとれない場合には、事前に各委員に報告メモを作成してもらい、事務局にてそれを集約し、書面で各委員に配布することで情報の共有化を図ります。

・単位民児協内で考えること<複数委員によるチーム活動、班活動の積極的導入>

・民生委員・児童委員は、原則1人で1地域を担当していますが、地域の実情、委員それぞれの置かれた状況を踏まえつつ、今後は複数の委員によるチーム活動、班活動を積極的に導入することで、委員の孤立防止、また負担軽減のために民児協として支援していく体制を強化していきましょう。

・異性宅の訪問に関する委員の不安への対応、また同性の委員へ相談したいとの住民の希望に応える意味においても、男女ペア方式での訪問活動は有効となっています。

・また、複雑な課題を抱える家庭へは民児協役員と区域担当委員がチームで対応するといったことも、委員の精神的負担の軽減に役立ちます。

・経験が浅く、不安も多い新任委員の支援は重要であり、新任委員を含む近隣地区の委員数名で「班」を作り、可能な限り共に活動するといったことも有意義です。

V) 民児協のリーダーに 求められる役割

1. 民児協会長・副会長・リーダーへの期待

今までの民生委員活動をふりかえり、その実績から、今必要とされる活動を導き出すことは可能です。しかし、それを実行できるかという問いに対して、絶対的な正解はありません。今の社会が直面している課題は深刻であり、私たちは、経験したことのない現実直面しています。多くの保健医療福祉専門職も、戸惑っています。ですので、会長等が一人で問題を抱えることは避けて下さい。民生委員同士で、また地域におられる住民、ボランティア・NPO、町会、社会福祉協議会、社会福祉法人、保健医療関係者、行政等と一緒に、民生委員活動を考えて頂きたい。〈単位民児協への願い〉

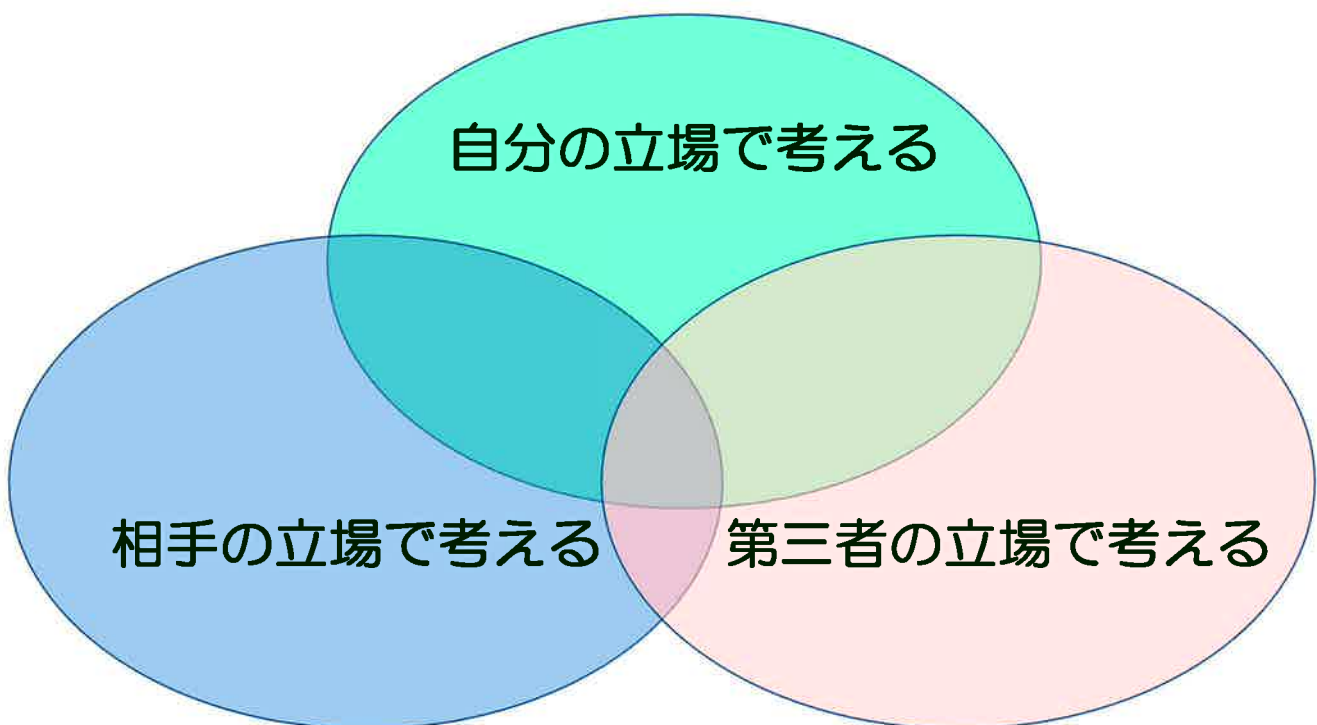
- ①「したいこと」「できること」を話しあい、活動方針や目標を立てる
- ②住民の生活問題の発見のために果たすべき活動を確認する
- ③新任民生委員の活動を支える
- ④単位民児協の運営を工夫する(会議の開催日時を工夫、所属する民生委員が日頃の悩みを話せる場、互いに助け合う場を目指す)
- ⑤個人情報保護の確認

「リーダーに求められる役割」全民児連『View』2021年9月号

2. 会長・副会長に求められる視点 リーダーの能力(LEADER)とは？

L=Listen 傾聴能力(相手の立場に立って聴ける)
E=Explain 説得能力(相手がわかる言葉で説得できる)
A=Assist 共感能力(相手の身になって支援できる)
D=Discuss 討議能力
(納得し合えるまで十分に話し合える)
E=Evaluate 評価能力(的確に評価できる)
R=Respond 遂行能力(期待されたことに応えられる)
リーダーとしての絶対的な正解はない。状況において適確であるかが必要

3. 人間関係をよくする基本的特徴



4. 課題を整理し、一緒に検討すること (大阪府民生委員児童委員協議会連合会『民生委員・児童委員のお悩み解決！方面道場(基礎編)(応用編)』より)

- ①見守り訪問の際、話が續かない。
- ②見守り訪問などで「民生委員の〇〇です」と訪ねても、受け入れてもらえず、玄関先で追い返されたり、民生委員の関わりを拒否されてしまう。
- ③前任の委員が辞めた後、十分な引き継ぎや研修が無く、委員として何をすればいいのか、どうすればいいのかが分からない。
- ④ひとり暮らし高齢者から、ゴミ出しや電球の交換、庭木の手入れなどを頼まれてしまった。
- ⑤生活に困窮した対象者からお金を貸してほしいと言われた。

27

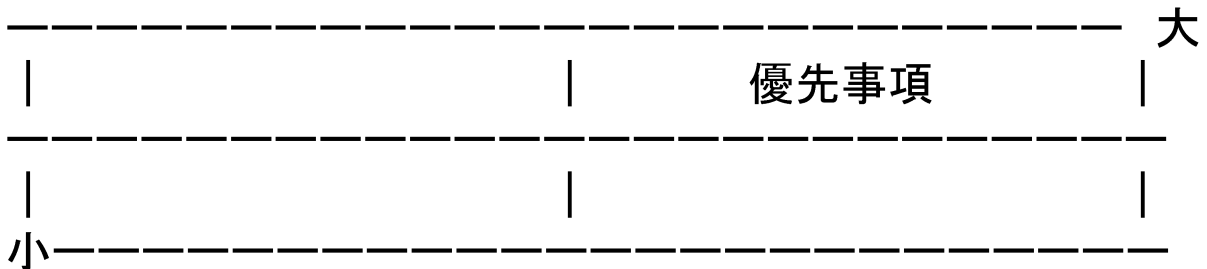
- ⑥ひとり暮らし高齢者が倒れ、救急搬送されることになり、救急隊員から「救急車に同乗してほしい」と言われた。
- ⑦支援を必要とする人々の個人情報が行政、関係機関等から民生委員に適切に提供されないことがある。
- ⑧近隣住民から、頻繁に親の怒鳴り声、子どもの泣き声、大きな物音が聞こえると連絡があり、様子を見ているが、緊急性は無いようにも見える。児童虐待として通報すべきか、しばらく様子を見るべきか。
- ⑨近所の方から最近対象者を見かけない、新聞が溜まっていると連絡があった。ドアや窓ガラスを壊して確認すべきなのか。

5. 優先順位の考え方(1)

ミッションに基づき、単位民児協の目標の明確化と共有化を図ることが大切です。

住民の生活課題は多様。それを受け止め繋ぐ作業、取り組みたいけど取り組めない、一緒に考えようという共感が、役割分担を可能にするために。

横軸：期待度(夢の明るさ、波及効果)→→



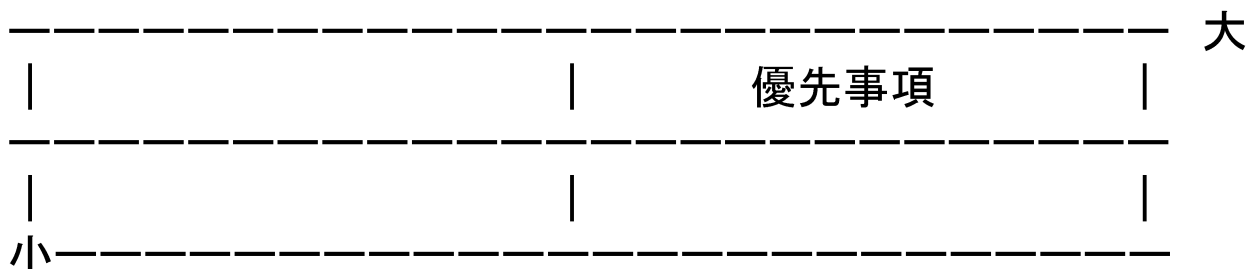
縦軸：実現可能性、経済性と効率性 ↑

5. 優先順位の考え方(2)

組織の危機管理

危機管理は、70%が予防、対応は30%

横軸：深刻度・緊急性→→→→



縦軸：発生確率 ↑

1:29:300

大きな1つの事故の前には29の小事故があり、300の日常的な危険性がある(ハインリッヒ)

* 再発を防ぐ。選択肢と代替案——最適性を重視

6. 協働、連携のポイント

- ①連携の阻害要因を取り除くア)自分の領域を守ろうとする意識
- イ)他の担い手の役割に対する無理解
- ウ)総合的な計画の不明確さ
- エ)連携の効果についての知識のなさ
- ②日常的なコミュニケーションがあるか
 - ・問題意識・課題及び及び目標の共有化
 - ・情報の共有化
 - ・臨時対応の確認
 - ・連携による効果の確認
 - ・再評価システムの確立
- ③それぞれの役割の合意はできているか（共同責任）
自分の役割を説明できることが、大切です。

なお、都合のいいようにインフォーマルケアの関わりを求めるのは、専門職のエゴです。専門職には、民生委員児童委員に支援に関わって頂くには、説明責任、バックアップ責任があります。

最終章 明日の地域社会を描く

被災地の復興は、
私たちの未来である

前提

- ①コミュニティに所属するもの同士の相互の関わり
- ②関わり対するアイデンティティ、愛着
- ③それらを実現しやすい地理的な空間
- ④互いを認め合うコンセンサスと一定の規範
- ⑤コミュニティを支える宗教や祭り等の文化の形成
- ⑥人材や活動等の一定の地域資源の存在

1. 連帯



第82回大会 全国民生委員児童委員大会(2013年)

2. 活動の原点を学ぶ

1. 「高齢者」「ご老人」「円熟者」？自分の名前で呼ばれたい。「仮の生活」「仮の人生」はない。「被災者なんだから」という考えは「高齢者なんだから」「障がい者なんだから」という考え方に通じる。
2. そもそも制度が、専門家が、事業者が、利用者の実像を見えにくくしていないだろうか。被災地では通用しない。生活者としての、住まい、仕事(産業)、援助(福祉)、生活環境、絆が、それぞれにあった自立の支援に結びつき、明日への希望と繋がる。
3. 地域の再生という視点からの復旧・復興が大切。全国各地で行われている「まちづくり」「福祉でまちづくり」と共通である。
4. 寄り添うケア。時を経て、状況が変わる。それぞれのニーズに対応していくこと。「靴に足を合わせるのではなく、足に靴を合わせる」という原点に立ち返る。
5. 忘れないこと。互いに理解し合うこと。学ぶこと。0か100ではない活動。これは地域の活動の歴史そのものである。

3. 共に明日をめざして

被災地を訪問し、生活の拠点を失った方々の生活の場が、未だ築かれていない現実、支援が遅れている現状を見続けてきました。原発被害で、戻れない方々がたくさんおられます。

しかし、この現実を忘れず、また自分たちで、コミュニティを再建しようとする地道な歩みと足を揃えることが、今、本当に求められていると思います。明日を目指して、被災地で生まれた「希望の働き」と共に歩みたい。

そして、日本全国で、今回の死亡者、行方不明者の数を超える人たちが、自殺、孤立死している現状に、少しでも挑戦したいと思っています。

すなわち、被災地支援を通して、今、日本社会が求めている「希望」と「絆」を再生していくこと。今は、それぞれの場で、互いに支えあい、生きていくことが大切な時期になっています。

私は、その基盤を築き、若者たちが、希望を持って生きていくことができる社会づくりに努力したいと再度思いました。

石巻市大川小学校 2012. 2



2012. 7





震災遺構 2023年3月



自然がつくりだしたこの世界で
未来をそうぞうし 生きることができるのが人間です
そして 判断し行動できるのも人間です
ときに大事なことを見失い
気づけなくなることの おそろしさを 知ってほしいのです
なぜ 一番大切なものが見えなくなるのかを 考えてほしいのです
いのちの尊さを 誰もが理解しています
平和な日常を 誰もが願っています
話しあうこと 考えること ともに確かめあうことで
きっと あるべき未来は 続いていくはずですよ

In a world rich with the creations of nature,
only humans have the ability to envision and create the future.





文：ひまわりをうえた八人の
お母さんと葉方丹
絵：松成真理子

ひとつぶの小さな種が、
千つぶもの種になりました。
そのひとつぶひとつぶが、
ひとりひとりの子どもたちの、
思い出のように思えました。
また 夏が来たら 会おうね。

ずっとずっと
いっしょだよ。

岩崎書店

～ おつかれさまでした ～

アンケートのお願いについて

今後の本研修会充実のため、アンケートに御協力ください。
動画視聴後に、下記の QR コードまたは別添のアンケート用紙へ
回答のご協力をお願いします。

最終回答期限：令和 6 年 5 月 31 日（金）

アンケート
中堅（機能別）



【お問合せ】

沖縄県社会福祉協議会

福祉人材研修センター（担当：金城・福原）

〒903-8603

那覇市首里石嶺町4-373-3

県総合福祉センター 西棟3F

TEL：(098)882-5703 FAX：(098)887-1071

E-mail:kensyuu@okishakyo.or.jp